

三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル〕―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含む製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―「(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル〕―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含むものを除く。

第二条第一項中第百号の十八を第百号の十九とし、第百号の十七を第百号の十八とし、第百号の十六の次に次の一号を加える。

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含む製剤。ただし、メルカプト酢酸一%以下を含むものを除く。

第二条第一項第百一号の二の次に次の一号を加える。

百一の三 モルホリン及びこれを含む製剤。ただし、モルホリン六%以下を含むものを除く。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公

布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第百号の十七及び第百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。